

寄附に関するお問い合わせ・お申し込み先

大阪市役所 市民局区政支援室地域力担当(地域連携グループ)

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電話番号 06-6208-9834 ファックス 06-6202-7073 電子メール ca0027@city.osaka.lg.jp

大阪市長 あて

(様式第1-2号 企業・団体向け)

大阪市 市民活動支援型事業 寄附申込書

私は、市民活動団体の実施する事業を支援する目的に賛同し、大阪市に対して次のとおり寄附します。

次の①から④を全て記入してください。

申込日: 年 月 日

① 寄附者情報(※寄附金受領証明書発送先)

ふりがな			電話番号	固定
法人名・代表職名及び代表者名				その他
			E-mail	
住所(所在地)	〒	-	都道府県	区市郡

② 寄附情報の公表について

(※寄附者の住所・電話番号・E-mailは公表しません。寄附金額は公表させていただきます。)

<input type="checkbox"/>	1: 名前・寄附金額を公表してもよい	<input type="checkbox"/>	3: 名前は公表してほしくない
<input type="checkbox"/>	2: 名前の公表はよいが寄附金額との併記では公表してほしくない		

③ 寄附金の活用分野又は活用事業の希望について

(※(1)又は(2)のいずれかをお選びください。)

寄附金額			円
支払方法	上記住所に専用の納付書をお送りします。到着まで1~3週間程度かかります。専用の納付書により、本市指定の金融機関等で寄附金をお支払いください。(手数料不要)		
(1)活用分野の希望	寄附の活用分野に希望がある場合は、次の活用分野の中からお選びいただき、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※寄附の活用事業に希望がある場合は、(2)にご記入いただき、(1)の記入は不要です。		
	分野	分野の詳細	寄附金額
0	分野を指定しない		円
1	保健、医療、福祉の増進	・保健、医療、福祉の増進	円
2	教育、文化、スポーツの推進	・子どもの健全育成 ・社会教育の推進 ・学術、文化、芸術、スポーツの振興	円
3	まちづくりの推進	・まちづくりの推進 ・災害救援 ・地域安全 ・環境の保全 ・農山漁村又は中山間地域の振興	円
4	観光・経済等の振興	・観光の振興 ・経済活動の活性化 ・職業能力開発、雇用機会充実 ・科学技術の振興 ・情報化社会の発展 ・消費者の保護	円
5	国際・人権・平和の推進	・男女共同参画社会形成の促進 ・国際協力 ・人権の擁護、平和の推進	円
(注意)右欄記載の寄附金額合計が、上記(1)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。			合計 円
(2)活用事業の希望	寄附の活用事業に希望がある場合は、希望する事業名、団体名、寄附金額をご記入ください。(複数選択可) ※希望できる事業については、大阪市のホームページで紹介していますので、その中からお選びください。 ※寄附の活用事業に希望がない場合は、(1)にご記入いただき、(2)の記入は不要です。		
	活用を希望する事業名	団体名	寄附金額
1	※現在、希望できる活用事業がございません。上記(1)の活用分野の中からお選びください。		円
2			円
(注意)右欄記載の寄附金額合計が、上記(2)に記載の寄附金額と一致していることを確認してください。			合計 円

※裏面もご記入下さい

④市長感謝状について（10万円以上の寄附をいただいた方のうち、希望する方には、市長感謝状を贈呈します）

市長感謝状を希望する

市長感謝状を希望しない

【注意事項】

- 1 お寄せ頂いた個人情報、「個人情報の保護に関する法律」等に基づき、厳正に取扱い、寄附金の受付及び入金に係る確認・連絡、必要書類の送付等以外の目的で利用することはありません。
- 2 活用分野をご希望いただいた寄附金は「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪市の支援方法、支援先及び金額を決定し、活用します。ご希望いただいた活用分野については、活用にあたり尊重させていただきますが、必ずしも寄附者の希望どおりに活用できるものではありません。また、ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 3 活用事業をご希望いただいた寄附金は、「大阪市区政推進基金」に蓄積され、大阪市民活動推進事業運営会議による意見を経て、大阪市の支援金額を決定し、当該事業に活用します。当該事業に係る補助金の目標額を達成した時点で寄附金の募集を終了します。終了時点までに寄附申込書を提出いただきお寄せいただいた場合の目標額を超えた分の寄附金、やむを得ず当該事業の実施が困難な場合など助成金として交付されなかった分の寄附金については、当該事業が属する活用分野を指定した寄附金として扱います。計画した事業内容の本質に影響を及ぼさない範囲で、当初の計画より事業内容を変更して実施する場合があります。ご希望に添えなかった場合でも寄附金を返還することはできませんのでご了承ください。
- 4 寄附金受領証明書等は「①寄附者情報」の法人名・住所で発行します。寄附者が、税控除を受ける対象者となります。
- 5 大阪市の電話で振込先を指定して寄附をお願いすることはありません。寄附をかたった詐欺行為には十分注意してください。

大阪市 事務 処理欄	受付年月日	受付所属	担当者	電話番号	発送年月日	備考